

岸 環 審 第 号
平成 28 年 3 月 日

岸和田市長 信貴 芳則 様

岸和田市環境審議会
会 長 吉 田 登

岸和田市環境保全条例に基づく環境計画の策定について（答申）

平成 27 年 2 月 20 日付け岸環保第 436 号により岸和田市環境審議会に対し
てなされた「岸和田市環境保全条例に基づく環境計画の策定について（諮問）」
については、別添のとおり答申する。



岸和田市環境保全条例に基づく
環境計画の策定について

(答申)

平成28年3月

岸和田市環境審議会

目 次

1. はじめに	4
2. 検討結果	5
(1) 各主体による取組の促進	5
(2) 他の計画や施策との連携	5
(3) 特徴的取組の推進	5

1. はじめに

岸和田市環境保全条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、「市は、環境の保全等に取り組むため環境計画を策定」し、「環境施策を総合的かつ計画的に推進する」こととされている。

市は、平成10年3月に環境計画を策定した後、平成20年3月に計画の重点的取組について見直しを行った。

その後、平成23年3月に「岸和田市まちづくりビジョン（第4次岸和田市総合計画）」及び府の「大阪21世紀の新環境総合計画」、平成24年4月に国の「第4次環境基本計画」が策定され、途上国、新興国の人口増や開発に伴う消費増大による環境への影響が地球規模の課題となる中、社会経済活動においても資源保護や環境保全を念頭に置いた取組が強く求められるようになった。

これを受けて、市長は、環境計画を策定するため、平成27年2月20日付けで審議会に対し、「岸和田市環境保全条例に基づく環境計画の策定について」諮問を行った。

審議会では、市が行ったアンケート調査、市民ワークショップ、関係機関へのヒアリング、行政内部の会議での検討内容等について審議を重ね、審議会委員やパブリックコメントに応じた市民の意見を踏まえ計画案をとりまとめた。

審議の結果、当該計画案のとおりとすることが適当との結論を得たので、ここに答申するものである。

2. 検討結果

審議会での審議を経て、別添「岸和田市環境計画（案）」をとりまとめた。
本計画が実のあるものとなるように以下の点に留意して推進されたい。

（１）各主体による取組の促進

多様化・複雑化する環境問題に対して、行政活動だけで解決を図ることは困難である。市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責務を認識し、主体的に行動することが必要である。

各主体の行動計画として本計画を機能させ、取組を促進することを求める。

（２）他の計画や施策との連携

本計画は、環境に関する総合的な計画として、関連する計画、施策の実施において環境への配慮を求めるものである。

時代とともに移り変わる環境問題に的確に対応できるよう、必要な時期に計画を見直し、その内容が総合計画及び関連する計画、施策に反映できるよう連携を図ることを求める。

（３）特徴的取組の推進

本計画では、市民・事業者・行政が協働で取り組むべきテーマを特徴的取組として位置づけた。

各主体が積極的に参加できる取組とするため、情報を共有するとともに、企画立案において各主体の意見が反映されるよう努めることを求める。